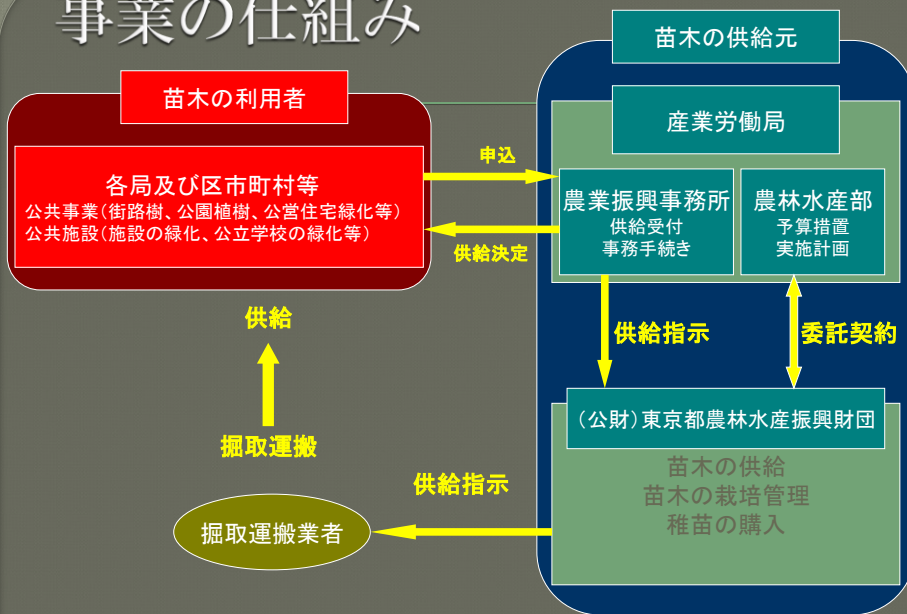
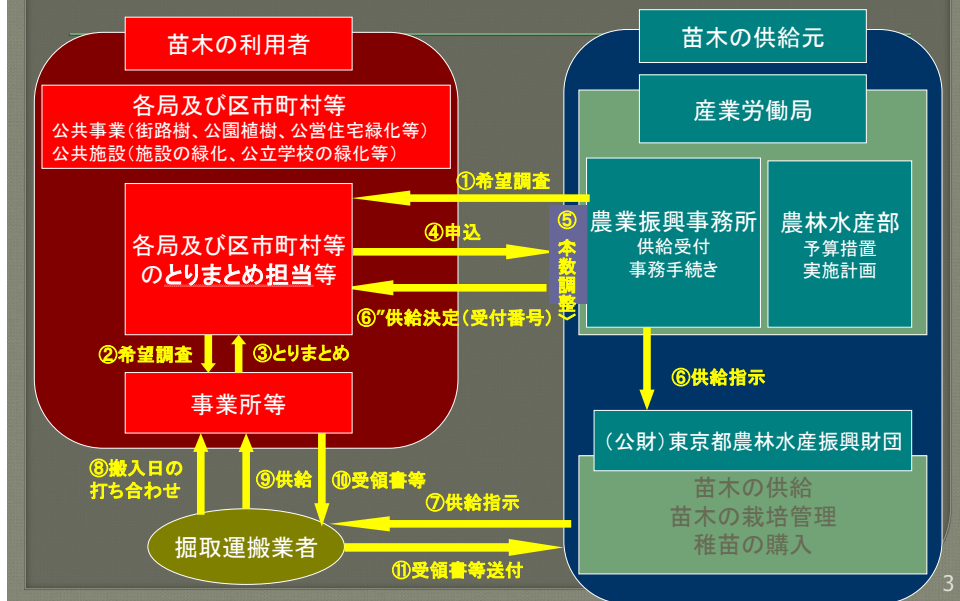


苗木供給の手続きについて

事業の仕組み



「通常供給」の手続きの流れ



供給日・本数等の変更 ①

申込後に供給日、樹種、本数等が変更になった場合には、**当初の供給日の1ヶ月前までに農業振興事務所へ連絡願います。**（供給の約1ヶ月前に財団が契約運搬業者に指示します。）

なお、農業振興事務所への問い合わせに際しては、**受付No.**を言って下さい。

(例) 供給日の変更



供給日・本数等の変更 ②

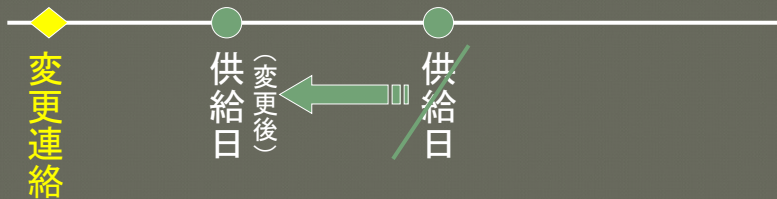
申込後に供給日、樹種、本数等が変更になった場合には、前倒しになった供給日の1ヶ月前までに農業振興事務所へ連絡願います。（供給の約1ヶ月前に財団が契約運搬業者に指示します。）

なお、農業振興事務所への問い合わせに際しては、受付No.を言って下さい。

（例）供給日の変更

※1ヶ月前までに連絡

11月上旬 12月上旬 1月上旬



5

植栽後、枯死した場合

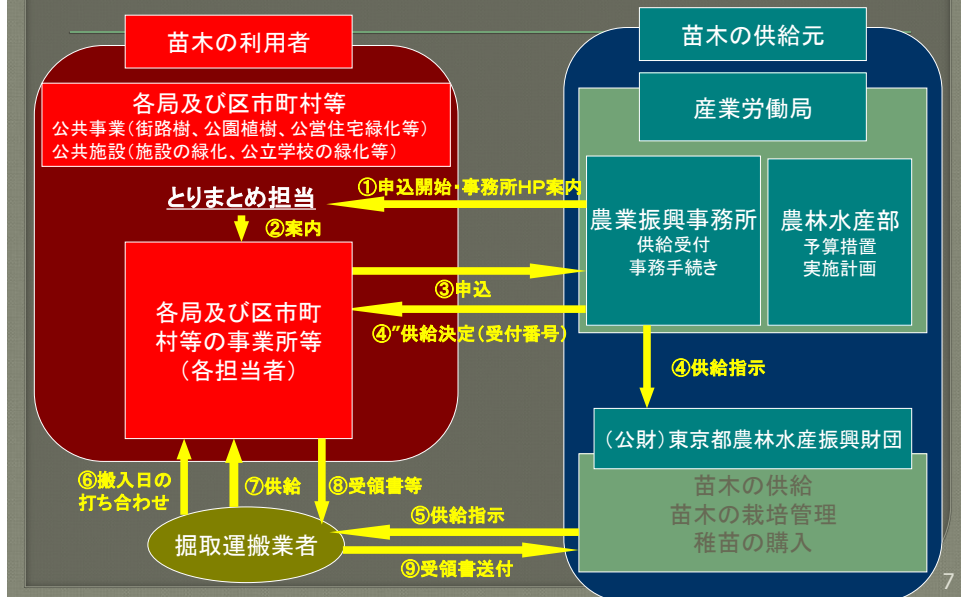
植栽後、枯れた場合は再度申込下さい。

（枯れ補償は、ありません。）

※植栽後短期間で枯死等が現れた場合、農業振興事務所に状況を速やかに連絡して下さい。その際には、枯死した樹種、本数等の状況をお伝え下さい。

6

「随時供給（春・秋）」の手続きの流れ



「随時供給（春・秋）」 における留意事項について

- ① 「随時供給」については、「供給希望調査」を実施せず、メール通知及びホームページで申込案内を公開します（申し込み受付後、先着順に供給決定します）。
- ② 申込から供給までは、掘取り・運搬等の手続きの関係から、1ヶ月の期間をみてください。